

高知県沿岸への軽石漂着に備えた港湾・漁港における軽石流入防止対策の実施について

1. 現状・課題

- J A M S T E Cの最新の予測（12月14日更新の軽石漂流シミュレーション）では、喫緊の対応が必要と判断された土佐清水市など県西部の7港だけでなく、室戸市などの県東部の6港についても、12/29～31頃に漂着の可能性が高まった。
- 喫緊の対応が必要と判断された土佐清水市など県西部の7港（全て県管理漁港）については、軽石流入を防ぐオイルフェンスの設置に向けて、実施港への配備が完了。

2. 喫緊の対応が必要と判断される港の追加 ※詳細別図のとおり

	所在地 (市町村名)	実施港名	流入防止対策の内容		オイルフェンスの確保		港管理者
			設置予定 箇所数	オイルフェン 必要延長	管理者 保有延長	レンタル 等の延長	
12月10日分	土佐清水市 大月町 宿毛市	窪津漁港から 沖の島漁港 までの7港	12箇所	880m	400m	480m	高知県 幡多土木事務所 (清水事務所) (宿毛事務所)
今回追加分	東洋町	甲浦港	2箇所	120m	30m	90m	高知県 安芸土木事務所 (室戸事務所)
		野根漁港	1箇所	60m	—	60m	
	室戸市	佐喜浜港	1箇所	60m	60m	—	
		三津漁港	1箇所	40m	—	40m	
		室津港	1箇所	60m	60m	—	
		室戸岬漁港	2箇所	240m	—	240m	
計	6港	8箇所	580m	150m	430m		
合計		13港	20箇所	1,460m	550m	910m	

<港湾・漁港における軽石流入防止対策の実施方針>

1. 対応方針

- 軽石による漁港や港湾、漁船への被害を未然に防ぐため、港口部にオイルフェンスを設置し、港内への軽石の流入を防止する（設置期間：3ヶ月を想定）

2. 対策実施港 ※詳細別図のとおり

防災拠点港や避難港における防災機能の維持、流通・生産拠点漁港における漁業活動の早期再開、及び離島航路や漁船等の船舶航行の早期再開のために、事前対策として、地域の核となっている港湾・漁港等において実施

【対策実施港の考え方】

次のいずれかの条件を満たす38港（港湾11、県管理漁港20、市町村管理漁港7）において対策を実施

- ①防災拠点港：7港湾、5漁港
- ②流通拠点漁港・生産拠点漁港：8漁港
- ③避難港（日頃から避難港として利用されている漁港を含む）：2港湾、8漁港
- ④重要港湾（漁船・PBの船だまり等）：3港湾
- ⑤地域の中核的な役割を担い、効率的かつ効果的な閉鎖が可能な港：3港湾、16漁港

※①～⑤の対策実施港の港口部閉鎖は、近隣の港湾・漁港の係留船舶を事前に実施港に避難させようとして実施

【対策規模等】

管理者	港数	流入対策実施港		オイルフェンスの確保	
		実施港数	オイルフェン等 必要延長	管理者別 保有延長	レンタル等 の延長
港湾（高知県）	19港	11港	2,120m	1,280m	840m
県管理漁港	27港	20港	2,600m	530m	2,070m
市町村管理漁港	61港	7港	500m	60m	440m
計	107港	38港	5,220m	1,870m	3,350m

高知県沿岸への軽石漂着に備えた港湾・漁港における流入防止対策実施港<位置図>

< 令和3年12月15日作成 >

◆軽石流入防止対策の実施港

管理者	港数	流入防止対策実施港		オイルフェンスの確保	
		実施港数	オイルフェンス等必要延長	管理者別保有延長	レンタル等の延長
港湾（高知県）	19港	11港	2,120m	1,280m	840m
県管理漁港	27港	20港	2,600m	530m	2,070m
市町村管理漁港	61港	7港	500m	60m	440m
計	107港	38港	5,220m	1,870m	3,350m

管理別区分		港数
● 4種漁港（県管理）	} 27港	
● 3種漁港（県管理）		
● 2種漁港（県管理）		
● 1種漁港（県管理）		
● 2種漁港（市町村管理）	} 61港	88港
● 1種漁港（市町村管理）		
■ 重要港湾（県管理）	3港	} 19港
■ 地方港湾（県管理）	16港	

◆喫緊の対応が必要と判断される港の追加

所在地（市町村名）	実施港名	流入防止対策の内容		オイルフェンスの確保		港管理者
		設置予定箇所数	オイルフェンス必要延長	管理者別保有延長	レンタル等の延長	
12月10日分	土佐清水市 窪津漁港から沖の島漁港までの7港	12箇所	880m	400m	480m	高知県 幡多土木事務所（清水事務所） （宿毛事務所）
今回追加分	東洋町 甲浦港	2箇所	120m	30m	90m	高知県 安芸土木事務所（室戸事務所）
	野根漁港	1箇所	60m	-	60m	
	佐喜浜港	1箇所	60m	60m	-	
	室戸市 三津漁港	1箇所	40m	-	40m	
	室津港	1箇所	60m	60m	-	
	室戸岬漁港	2箇所	240m	-	240m	
計	6港	8箇所	580m	150m	430m	
合計	13港	20箇所	1,460m	550m	910m	

■その他の港については、軽石の漂流・漂着状況（目撃情報等）や、軽石漂流シミュレーション（JAMSTEC：毎週火・金曜日に更新）による高知県への接近状況等から実施の判断を行う。



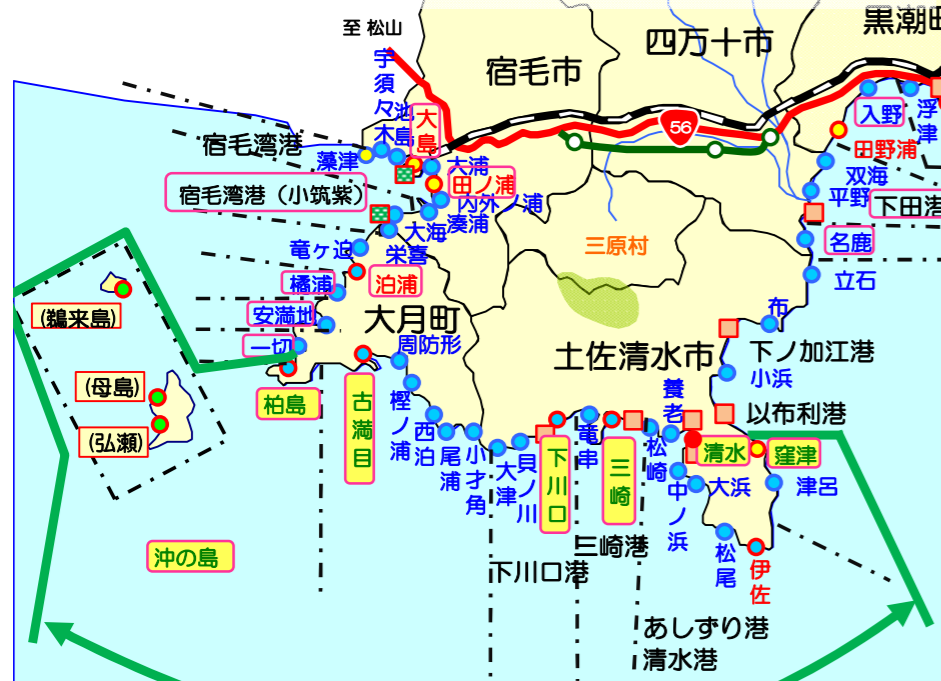
 流入防止対策実施港
 避難圏域境界

◆軽石流入防止対策実施港：38港 （港湾11，県管理漁港20，市町村管理漁港7）

① 防災拠点港	港湾		漁港	
	（一次）高知港、須崎港、宿毛港、奈半利港 （二次）甲浦港、室津港、久礼港	4港湾 3港湾	（二次）室戸岬、安芸、佐賀、清水、沖の島	5漁港
② 流通拠点漁港・生産拠点漁港（広域的な陸揚げや流通・生産の拠点）			（流通拠点）佐賀、清水、田ノ浦 （生産拠点）野根、室戸岬、加領郷、安芸、宇佐	3漁港 5漁港
③ 避難港（日頃から避難港として利用されている漁港を含む）	室津港、上川口港	2港湾	室戸岬、安芸、宇佐、佐賀、室津、清水、沖の島、大島	8漁港
④ 重要港湾（漁船・PBの船だまり等）	高知港、須崎港、宿毛港	3港湾		
⑤ 地域の中核的な役割を担い、効率的かつ効果的な閉鎖が可能な港	佐喜浜港、手結港、下田港	3港湾	三津、赤岡、吉川、喜野、上ノ加江、浦分、入野、名鹿、二切、安瀬地、種浦、泊浦	16漁港（内市町村管理7漁港）

喫緊の対応が必要と判断される港 実施箇所：6港（港湾3、県管理漁港3）

市町村名	高知県漁港一覽表					合計	高知県港湾一覽表		合計	機能分担（防災拠点港）
	第4種	第3種	第2種	第1種	第2種		第1種	重要港湾		
東洋町				野根		1	東洋町		1	二次
室戸市		室戸岬	推名 三津	高岡 行当	清水・日沖・早生・元 新村・横土・吉良川・羽根	13	室戸市		2	二次
奈半利町				加領郷		1	奈半利町		1	一次
安田町					安田	1	安田町			
安芸市					伊尾木・穴内・赤野	4	安芸市			
芸西村					西分	1	芸西村			
香南市					赤岡	3	香南市		1	手結港
高知市					住吉・吉川	1	高知市		1	一次
土佐市					香野	1	土佐市			
須崎市					野見	7	須崎市		1	一次
中土佐町					深浦・池ノ浦・久通 新庄・中ノ島・安和	2	中土佐町		2	二次
四万十町					上ノ加江	3	四万十町			
黒潮町					浦分 小室	7	黒潮町		2	佐賀港・上川口港(避難)
四万十市					双海・早野・名鹿	3	四万十市		1	下田港
土佐清水市					伊佐 三崎	17	土佐清水市		6	下ノ加江港・以布利港 清水港・三崎港・下川口港 あしずり港
大月町					立石・市・小浜・津島・松尾 大浜・中ノ島・鹿島・松崎 電車・貝ノ川・大津 小才角・尾浦・西泊 一切・樺ノ浦・周防形 安瀬地・種浦・種ヶ浦	12	大月町			二次
宿毛市					古満目 柏島 泊浦	11	宿毛市		1	一次
合計	1	4	8	14	59	88	合計	3	16	19



12月10日分

喫緊の対応が必要と判断される港 実施箇所：7港（全て県管理漁港）